

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。
(一時借入金)
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。
(歳出予算の流用)
第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

目次

公報
平成二十年度山口県予算の公表(財政課)……………一八
平成十九年度山口県補正予算の公表(財政課)……………一八



(一三三六)平成二十年度山口県予算の公表の公表
平成二十年三月三十一日山口県議会各派代表及び議事やまは平成二十年度山口県予算の公表の公表
のひらきひらき。

平成二十年三月三十一日

山口県長 二井 隆 成

平成20年度山口県一般会計予算

平成20年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ710,204,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。(地方債)

款 税	歳 入	金 額
1 県 税	1 県 民 税	61,043,928
	2 事 業 税	56,729,196
	3 地 方 消 費 税	31,566,000
	4 不 動 産 取 得 税	3,676,419
	5 県 た ば こ 税	2,769,000
	6 コ ー プ 場 利 用 税	659,000
	8 自 動 車 税	19,496,101
	9 銃 区 税	10,000
	13 自 動 車 取 得 税	4,870,000
	14 軽 油 引 取 税	16,201,915
	16 狩 猟 税	37,000
	17 産 業 廃 棄 物 税	222,000
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	30,131,000
3 地方譲与税	1 地方道路譲与税	3,699,000
	2 石油引当譲与税	3,426,000
	3 航空機燃料譲与税	259,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	14,000
		2,074,000
		1,230,000

平成20年3月31日 月曜日		平		口		帳		幣		(外一30)	
5	地方交付税	2	特別交付金	844,000							
		1	地方交付税	158,600,000							
6	交通安全対策特別交付金	1	交通安全対策特別交付金	534,000							
7	分担金及び負担金	1	分担金	7,432,244							
		2	負担金	562,241							
8	使用料及び手数料	1	使用料	6,870,003							
		2	手数料	11,110,476							
9	国庫支出金	1	国庫負担金	8,652,922							
		2	国庫補助金	2,457,554							
10	財産収入	1	財産運用収入	89,905,095							
		2	財産売却収入	31,588,505							
11	寄付金	1	国庫補助金	56,791,067							
		2	国庫委託金	1,525,523							
12	繰入金	1	特別会計繰入金	1,999,648							
		2	基金繰入金	847,686							
13	雑収入	1	貸付金元利収入	1,151,962							
		2	受託事業収入	2,700,000							
14	雑収入	1	延滞金、加算金及び過料等	2,700,000							
		2	預金利息	30,367,784							
		3	利子割精算金収入	7,617,753							
		4	雑収入	22,750,031							
15	債権	1	債権	84,640,582							
		2	雑収入	79,649,953							
		3	雑収入	1,094,304							
		4	雑収入	332,964							
		5	雑収入	17,012							
		6	雑収入	36,000							
		7	雑収入	3,510,349							
		8	雑収入	89,730,500							
		9	雑収入	89,730,500							
		10	雑収入	710,204,888							
		11	雑収入								
		12	雑収入								
		13	雑収入								
		14	雑収入								
		15	雑収入								
		16	雑収入								
		17	雑収入								
		18	雑収入								
		19	雑収入								
		20	雑収入								
		21	雑収入								
		22	雑収入								
		23	雑収入								
		24	雑収入								
		25	雑収入								
		26	雑収入								
		27	雑収入								
		28	雑収入								
		29	雑収入								
		30	雑収入								
		31	雑収入								
		32	雑収入								
		33	雑収入								
		34	雑収入								
		35	雑収入								
		36	雑収入								
		37	雑収入								
		38	雑収入								
		39	雑収入								
		40	雑収入								
		41	雑収入								
		42	雑収入								
		43	雑収入								
		44	雑収入								
		45	雑収入								
		46	雑収入								
		47	雑収入								
		48	雑収入								
		49	雑収入								
		50	雑収入								
		51	雑収入								
		52	雑収入								
		53	雑収入								
		54	雑収入								
		55	雑収入								
		56	雑収入								
		57	雑収入								
		58	雑収入								
		59	雑収入								
		60	雑収入								
		61	雑収入								
		62	雑収入								
		63	雑収入								
		64	雑収入								
		65	雑収入								
		66	雑収入								
		67	雑収入								
		68	雑収入								
		69	雑収入								
		70	雑収入								
		71	雑収入								
		72	雑収入								
		73	雑収入								
		74	雑収入								
		75	雑収入								
		76	雑収入								
		77	雑収入								
		78	雑収入								
		79	雑収入								
		80	雑収入								
		81	雑収入								
		82	雑収入								
		83	雑収入								
		84	雑収入								
		85	雑収入								
		86	雑収入								
		87	雑収入								
		88	雑収入								
		89	雑収入								
		90	雑収入								
		91	雑収入								
		92	雑収入								
		93	雑収入								
		94	雑収入								
		95	雑収入								
		96	雑収入								
		97	雑収入								
		98	雑収入								
		99	雑収入								
		100	雑収入								

1 議 会 費 1,510,797
 2 総 務 費 39,468,151
 3 民 生 費 71,937,224
 4 衛 生 費 19,129,175
 5 勞 働 費 4,548,578
 6 農 林 水 産 業 費 50,888,075

1 議 会 費 1,510,797
 2 総 務 費 39,468,151
 3 民 生 費 71,937,224
 4 衛 生 費 19,129,175
 5 勞 働 費 4,548,578
 6 農 林 水 産 業 費 50,888,075

1 議 会 費 1,510,797
 2 総 務 費 39,468,151
 3 民 生 費 71,937,224
 4 衛 生 費 19,129,175
 5 勞 働 費 4,548,578
 6 農 林 水 産 業 費 50,888,075

7	商 工 費	5	水 産 業 費	9,811,125
		1	商 業 費	71,048,933
		2	工 業 費	2,412,652
		3	観 光 費	67,644,912
		4	工業用水道費	398,829
				592,540
8	土 木 費	1	管 理 費	109,534,398
		2	道路橋りょう費	8,388,200
		3	河川海岸費	43,207,476
		4	港湾画費	22,633,878
		5	都市計費	11,478,689
		6	住宅画費	12,684,940
				11,141,215
9	警 察 費	1	警 察 費	41,569,273
		2	警 察 費	38,762,522
				2,806,751
10	教 育 費	1	教 育 費	149,025,335
		2	小 学 校 費	14,310,172
		3	中 学 校 費	48,421,138
		4	高 等 学 校 費	29,192,482
		5	特別支援学校費	32,140,982
		6	社会教育費	12,155,790
		7	保健体育費	2,072,520
		8	大学費	1,528,618
		9	学 事 費	1,204,162
		10	学 事 費	7,999,471
		11	学 事 費	5,050,021
11	災 害 復 旧 費	1	農林水産施設災害復旧費	1,272,196
		2	土木施設災害復旧費	3,617,825
		4	学校施設等災害復旧費	160,000
12	公 債 費	1	公 債 費	98,635,928
				98,635,928
13	諸 支 出 金	1	地方消費税清算金	47,659,000
				27,495,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 県道整備事業用地等先行取得に伴う山口県土地開発公社に対する交付金 (陶湯田線)	平成20年度から平成21年度まで	1,944,000千円	
2 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成20年度から平成40年度まで	(1) 平成20年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、5,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする。	1,285,000
3 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成20年度から平成40年度まで	(1) 平成20年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする。	861,000
4 公害防止施設整備資金に対する利子補給	平成20年度から平成28年度まで	(1) 平成20年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする。	494,000
5 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	平成20年度から平成28年度まで	(1) 平成20年度の利子補給の対象とする融資の総額は、170,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする。	13,820,000
6 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成20年度から平成35年度まで	(1) 平成20年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする。	462,000
14 予 備 費	1 予 備 費		3,239,000
歳 出 合 計			3,000
			200,000
			200,000
			710,204,888

7 漁業再建資金の融通に係る利子補給	平成20年度から平成35年度まで	(1) 平成20年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.1%を限度とする額とする。
8 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成20年度から平成35年度まで	(1) 平成20年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 土地改良負担金償還平準化資金の融通に係る山口県土地改良事業団体連合会に対する利子補給補助金	平成20年度から平成31年度まで	(1) 平成20年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、33,360千円とする。 (2) 山口県土地改良事業団体連合会に対する利子補給補助金は、年4.6%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成20年度から平成45年度まで	(1) 平成20年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、1,600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.75%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
11 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	平成20年度から平成35年度まで	(1) 平成20年度の利子補給の対象とする融資の総額は、500,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
12 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	平成20年度から平成51年度まで	(1) 平成20年度の利子補給の対象とする融資の総額は、58,991千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
13 生活福祉資金に対する利子補給	平成28年度まで	(1) 平成20年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする額とする。
14 日本海沿岸漁業等格別安定資金の融通に係る利子補給	平成20年度から平成29年度まで	(1) 平成20年度の利子補給の対象とする融資の総額は、1,000,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
15 漁業経営高度化促進支援金（取組促進資金）の融通に係る利子補給	平成20年度から平成30年度まで	(1) 平成20年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
16 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成20年度から平成27年度まで	(1) 平成20年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
17 省エネルギー推進緊急対策資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成20年度から平成23年度まで	(1) 平成20年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
18 農林漁業金融庫償付金に対する損失補償	平成20年度から平成70年度まで	農林漁業金融庫が平成20年度に融資総額111,474千円の範囲内で財団法人やまぐち農林振興公社に融資した公庫の場合において、その元金の最終償還要求期限が公庫の場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の場変更があった場合はその変更する期日とする。公庫が弁済を受けることができなかつたとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額
19 農林振興公社に付した業務債の貸付等に対する損失補償	平成20年度から平成31年度まで	(1) 山口県信用保証協会が平成20年度に融資総額50,000千円の範囲内で財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、金額に上乗せの上で最終償還要求した公庫の協会の指定する期日、その変更の期日とする。更に、その後の期日、その変更の期日、その元金、遅延利息を含む。満了したとき、その全額 (2) 社団法人全国農地保有合理化協会が平成20年度に融資総額100,000千円の範囲内で財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、金額に上乗せの上で最終償還要求した公庫の協会の指定する期日、その変更の期日とする。更に、その後の期日、その変更の期日、その元金、遅延利息を含む。満了したとき、その全額
20 小規模企業者等設備導入資金（設備資金）に対する損失補償	平成20年度から平成32年度まで	財団法人やまぐち産業振興財団が平成20年度に885,000千円を限度として貸し付ける額
21 小規模企業者等設備導入資金（設備資金）に対する損失補償	平成20年度から平成32年度まで	財団法人やまぐち産業振興財団が平成20年度に1,151,000千円を限度として貸し付ける額
22 経営活力再生資金に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成20年度から平成30年度まで	山口県信用保証協会が平成20年度に500,000千円を限度として貸し付ける額
23 漁船漁業短期運転資金に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成20年度から平成29年度まで	山口県漁業信用基金協会が平成20年度に600,000千円を限度として貸し付ける額
24 貸付事業に支障を及ぼす活動に係る損失補償	平成20年度から平成27年度まで	財団法人やまぐち産業振興財団が平成20年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額
25 経営安定支援資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成20年度から平成30年度まで	山口県信用保証協会が平成20年度に8,000,000千円を限度として貸し付ける額
26 経営安定支援資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成20年度から平成30年度まで	山口県信用保証協会が平成20年度に14,500,000千円を限度として貸し付ける額

55	〃 (国道491号赤滝大橋上) 上部工	平成20年度から平成22年度まで	900,000千円
56	〃 (国道山口宇部線朝田I) C高架橋上部工	平成20年度から平成22年度まで	750,000千円
57	〃 (国道山口宇部線高井大) 橋上部工	平成20年度から平成22年度まで	650,000千円
58	防衛施設周辺道路整備事業の年度を越えること。 (県道銭壺山公園線)	平成20年度から平成21年度まで	80,000千円
59	単独道路改良事業の委託について国土交通省と協定すること。 (県道山口宇部線)	平成20年度から平成21年度まで	500,000千円
60	土木防災情報システム士の構築に係る業務委託等の年度を越えること。	平成20年度から平成21年度まで	500,000千円
61	広域河川改修事業の年度を越えること。(中川)	平成20年度から平成21年度まで	490,000千円
62	周防高潮対策事業の年度を越えること。(沢波川)	平成20年度から平成22年度まで	1,500,000千円
63	緊急地方道路整備事業の年度を越えること。(宇部湾岸線厚南高架橋) 上部工第15工区	平成20年度から平成21年度まで	480,000千円
64	緊急地方道路整備事業の委託について国土交通省と協定すること。(宇部湾岸線朝田高架橋) 下部工第1工区	平成20年度から平成21年度まで	490,000千円
65	〃 (宇部湾岸線朝田高架橋) 下部工第2工区	平成20年度から平成21年度まで	420,000千円

66	緊急地方道路整備事業の年度を越えること。(宇部湾岸線朝田高架橋) 上部工第3工区	平成20年度から平成22年度まで	900,000千円
67	〃 (宇部湾岸線朝田高架橋) 上部工第5工区	平成20年度から平成21年度まで	800,000千円
68	〃 (宇部湾岸線朝田高架橋) 上部工第6工区	平成20年度から平成21年度まで	700,000千円
69	都市公園整備事業の年度を越えること。(維新百年記念公園)	平成20年度から平成22年度まで	7,000,000千円
70	〃 (山口きらら博記念公園)	平成20年度から平成22年度まで	6,200,000千円
71	県営住宅建設事業の年度を越えること。 (中高層耐火構造)	平成20年度から平成21年度まで	2,975,024千円
72	県立柳井建設事業の年度を越えること。	平成20年度から平成21年度まで	217,702千円
73	県立宇部工業高等学校の年度を越えること。	平成20年度から平成21年度まで	229,937千円
74	県立小野田工業高等学校の年度を越えること。	平成20年度から平成21年度まで	770,156千円
75	県立厚狭高等学校の年度を越えること。	平成20年度から平成21年度まで	524,241千円
76	県立青嶺高等学校の年度を越えること。	平成20年度から平成22年度まで	728,299千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災体制整備拡充事業	365,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のもの、ただし、特別のものは、条件による。
地域振興対策事業	20,000		ただし、利率貸付方式で借り	

退職手当給付事業 (警察)	2,221,000		
校舎改築事業	773,000		
実習船建造事業	56,000		
大規模改造事業	1,119,000		
退職手当給付事業 (教育)	1,621,000		
特別支援学校施設整備事業	206,000		
土木過年補助災害復旧事業	31,000		
土木過年単独災害復旧事業	18,000		
土木現年補助災害復旧事業	999,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	116,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	1,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	22,800,000		
計	89,730,500		

平成20年度母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成20年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ424,176千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	歳	入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金		30,647
2 繰越金	1 繰越金		10,000
3 諸収入	1 貸付金元利収入		323,529
4 県債	1 県債		60,000
歳入	合計	出	424,176
款	項	金額	
1 母子寡婦福祉資金	1 母子寡婦福祉資金		424,176
歳出	合計		424,176

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金	60,000	政府予算貸付方法による。	無利息	貸付業務廃止のときから国の定める方法による。

平成20年度農業改良資金特別会計予算

平成20年度山口県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ343,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(30-外 号)

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
2	繰入金	25,752
3	繰越金	207,070
4	諸収入	63,673
5	県債	47,500
	歳入	343,995
	合計	343,995
1	農業改良資金	343,995
	歳出	343,995
	合計	343,995

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金	10,000	政府予算貸付方法による。	無利息	国の定める方法による。
就農支援資金	37,500			
計	47,500			

平成20年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

款	項	金額
1	中小企業近代化資金	5,226,041
	歳入	1,560,760
	合計	3,665,281
2	中小企業高度化資金	5,226,041
	歳出	5,226,041
	合計	5,226,041

平成20年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,226,041千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
2	繰入金	42,019
3	繰越金	942,495
4	諸収入	942,495
	歳入	4,241,527
	合計	4,241,527
1	貸付金元利収入	5,226,041
	歳入	5,226,041
	合計	5,226,041

平成20年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

款	項	金額
1	中小企業近代化資金	5,226,041
	歳入	1,560,760
	合計	3,665,281
2	中小企業高度化資金	5,226,041
	歳出	5,226,041
	合計	5,226,041

平成20年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ594,145千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)
 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。
 (歳出予算の流用)
 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各々の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各々に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各々の間の流用
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
1	分担金及び負担金	31,905
2	使用料及び手数料	31,905
	1 負担金	90,291
4	財産収入	90,291
	1 使用料	163,566
	1 財産運用収入	4,219
	2 財産売却収入	159,347
5	繰入金	249,979
	1 他会計繰入金	249,979
6	繰越金	1
	1 繰越金	1
7	諸収入	58,403
	1 延滞金	1
	3 雑収入	58,402
	合計	594,145
	歳入	594,145
	歳出	594,145
	合計	594,145

平成20年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成20年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,300千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	歳入	1,210
2	歳出	1,210

款	項	金額
3	繰越金	119,000
4	諸収入	119,000
	1 貸付金元利収入	4,090
	合計	124,300
	歳入	124,300
	歳出	124,300
	合計	124,300

平成20年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成20年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,261千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	沿岸漁業改善資金	101,261
2	諸収入	101,261
	1 貸付金元利収入	27,986
	合計	101,261
	歳入	101,261
	歳出	101,261
	合計	101,261

平成20年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

平成20年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,038,103千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	事業収入		5,030,388
2	繰入金	1 事業収入	5,030,388
		1 他会計繰入金	7,714
3	繰越金	1 繰越金	1
		1 繰越金	5,038,103

平成20年度収入証紙特別会計予算

款	項	出	金額
1	当せん金付証券発売事業費		5,038,103
		1 発売諸費	7,714
		2 繰出金	5,030,389
		合計	5,038,103

平成20年度収入証紙特別会計予算

平成20年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,848,167千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	証紙収入		7,848,166

2	繰越金	1	証紙収入	7,848,166
		1	繰越金	1
		合計		7,848,167

1	繰出金	1	繰出金	7,848,167
		1	繰出金	7,848,167
		合計		7,848,167

平成20年度土地取得事業特別会計予算

平成20年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,647千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	財産収入		11,647
		1 財産運用収入	11,647
		合計	11,647

1	土地取得事業費	1	土地取得基金管理費	11,647
		1	土地取得基金管理費 <td>11,647</td>	11,647
		合計		11,647

平成20年度流域下水道事業特別会計予算

平成20年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,167,843千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年度公債管理特別会計予算

平成20年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,950,273千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1	歳入	他会計繰入金	97,757,273
2	歳入	県債	97,757,273
		合計	17,193,000
		出	17,193,000
		合計	114,950,273
1	歳入	公債	金 額
		合計	114,950,273
		合計	114,950,273

第2表 地方債

(単位 千円)

(30-外 号)

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	分担金及び負担金	負担金	869,829
2	国庫支出金	国庫補助金	869,829
3	繰入金	他会計繰入金	180,000
5	県債	県債	180,000
		合計	132,014
		出	132,014
		合計	986,000
		合計	986,000
1	流域下水道事業費	流域下水道費	2,167,843
		合計	2,167,843

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	986,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、償還資金に利率のついた見直しを当該見直し後、直に	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のもの、条件による。

平成20年3月31日 山口県

率による。

平成20年度港湾整備事業特別会計予算

平成20年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,169,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
1	使用料及び手数料	1,561,165
2	寄付金	1,561,165
3	繰入金	736,544
4	諸収入	24,000
5	県債	24,000
	歳入	1,848,000
	合計	1,848,000
	款	4,169,710
	項	4,169,710
	合計	4,169,710

平成20年3月31日 曜日

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,848,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、利率の直に付いて見直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦50年以内のものは、条ただし、特別のもの、条借入先と協議して定める。

平成20年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 183,778,000KWH

(2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 10,859千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 電気事業収益	第2款 電気事業費用
第1項 営業収益	第1項 営業費用
第2項 財務収益	第2項 財務費用
第4項 事業外収益	第4項 事業外費用
第5項 特別利益	第5項 特別損失
	第6項 予備費
1,649,473千円	1,472,800千円
1,639,259千円	1,297,894千円
9,959千円	105,998千円
252千円	65,905千円
3千円	3千円
	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額340,035千円は、過年度分損益勘定留保資金337,145千円及び当年度資本的収支調整額2,890千円で補てんするものとする。)。

第3款 資本的収入	収入	2,667千円
第3項 資本剰余金		1,497千円
第4項 固定資産収入		1千円
第5項 雑収入		1,169千円
第4款 資本的支出	支出	342,702千円
第1項 建設費		10,859千円
第2項 改良費		60,228千円
第3項 投資		1千円
第4項 償還金		268,514千円
第6項 補助金返還金		100千円
第8項 予備費		3,000千円
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 442,836千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成20年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 581,244,250m³

(2) 主要な建設改良事業 周南工業用水道改良事業費 871,934千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	収入	8,700,086千円
第1項 営業収益		8,681,457千円
第2項 営業外収益		18,624千円
第4項 事業外収益		2千円
第5項 特別利益		3千円
第2款 工業用水道事業費用	支出	6,194,675千円
第1項 営業費用		5,022,450千円
第2項 営業外費用		1,161,949千円
第4項 事業外費用		174千円
第5項 特別損失		102千円
第6項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,522,171千円は、当年度分損益勘定留保資金1,980,678千円、過年度分損益勘定留保資金987,744千円、当年度利益剰余金処分額400,884千円及び当年度資本的収支調整額152,865千円で補てんするものとする。)。

第3款 資本的収入

第1項 企業債	収入	4,040,688千円
第3項 長期借入金		2,491,000千円
第4項 資本剰余金		592,540千円
第5項 固定資産収入		790,114千円
第6項 雑収入		1千円
第4款 資本的支出	支出	167,033千円

第1項 建設費	支出	7,562,859千円
		405,300千円

- 第2項 改良費 3,220,735千円
- 第3項 投資金 1千円
- 第4項 償還金 3,910,355千円
- 第5項 補助金返還金 16,468千円
- 第7項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を超えることを一括契約すること。 (計装設備工事)	平成20年度から平成21年度まで	320,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
周南工業用水道改良資金	千円 654,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率又は見直し方式で借り入れられることとする。	30年以内毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還することとする。特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
富田夜市川工業用水道改良資金	431,000			
佐波川工業用水道改良資金	215,000			
厚狭川工業用水道改良資金	541,000			
厚狭川工業用水道改良資金	412,000			
木屋川工業用水道改良資金	238,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定

める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び事業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 792,497千円

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち400,884千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金 400,884千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成20年度総合医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度山口県の総合医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 504床

(2) 年間患者数 170,090人

外来 220,887人

(3) 一日平均患者数 466人

入院 909人

外来 909人

(4) 主要な建設改良事業 89,166千円

病院施設整備事業 405,000千円

医療器械器具及び備品購入

405,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収益的収入 11,133,971千円

第1款 病院事業収益 11,133,971千円

第1項 医業収益 9,597,767千円
 第2項 医業外収益 1,536,204千円

支 出

第1款 病院事業費用 11,079,630千円
 第1項 医業費用 10,830,671千円
 第2項 医業外費用 247,459千円
 第3項 特別損失 500千円
 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額714,166千円は、過年度分損益勘定留保資金713,566千円及び当年度資本的収支調整額600千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入 846,262千円
 第1項 企業債 489,000千円
 第4項 負担金 315,789千円
 第7項 寄付金 41,473千円

支 出

第3款 資本的支出 1,560,428千円
 第1項 建設改良費 494,166千円
 第3項 企業債償還金 1,061,262千円
 第6項 予備費 5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 病院施設整備事業

起債の目的 病院施設整備事業資金に充てるため
 限度額 89,000千円
 起債の方法 証書借入又は証券発行
 利率 借入先と協議して定める利率
 償還の方法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(2) 医療器具等整備

起債の目的 医療用器械等整備事業資金に充てるため

限度額 400,000千円
 起債の方法 証書借入又は証券発行
 利率 借入先と協議して定める利率
 償還の方法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 5,915,112千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,699,061千円と定める。

平成20年度こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度山口県のあるこころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 180床

(2) 年間患者数

入 院 62,780人

外 来 22,785人

(3) 一日平均患者数

入 院 172人

外 来 93人

(4) 主要な建設改良事業

病院施設整備事業 629,002千円

医療器具及び備品購入 229,706千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(号 外一30)

平成20年3月31日 月曜日

	収入	支出
第1款 病院事業収益	1,691,851千円	
第1項 医業収益	1,368,393千円	
第2項 医業外収益	310,197千円	
第3項 特別利益	13,261千円	
第1款 病院事業費用		1,877,079千円
第1項 医業費用		1,743,397千円
第2項 医業外費用		81,100千円
第3項 特別損失		52,082千円
第4項 予備費		500千円
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額820千円は、当年度資本的収支調整額820千円で補てんするものとする。)	収入	支出
第3款 資本的収入	881,788千円	
第1項 企業債	848,000千円	
第4項 負担金	33,788千円	
第3款 資本的支出		882,608千円
第1項 建設改良費		858,708千円
第3項 企業債償還金(企業債)		23,900千円
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		
(1) 病院施設整備事業		
起債の目的	病院施設整備事業資金に充てるため	
限度額	619,000千円	
起債の方法	証書借入又は証券発行	
利率	借入先と協議して定める利率	
償還の方法	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。	
(2) 医療器械器具等整備		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療用器械等整備事業資金に充てるため	229,000千円	証書借入又は証券発行	借入先と協議して定める利率	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。
(一時借入金)				
第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)				
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。				
職員給与費	1,178,522千円			
(たな卸資産購入限度額)				
第8条 たな卸資産の購入限度額は、234,502千円と定める。				
(1) 川中川	川中川	川中川	川中川	川中川
平成19年度山口県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10,911,948千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ711,402,463千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
(継続費の補正)				
第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。				
(繰越明許費)				
第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り				

越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

(単位 千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

項

補正額

補正前の額

計

1 県 税

1 県民税

△407,526

59,320,676

58,913,150

2 事業税

2,773,507

55,535,694

58,309,201

3 地方消費税

1,818,000

31,903,000

33,721,000

4 不動産取得税

△3,822

3,618,386

3,614,564

5 県たばこ税

△71,991

2,965,000

2,893,009

6 ゴルフ場利用税

39,000

656,000

695,000

8 自動車税

△81,893

20,091,055

20,009,162

13 自動車取得税

△224,000

5,138,000

4,914,000

14 軽油引取税

△114,365

16,684,787

16,570,422

16 狩猟税

△2,000

41,000

39,000

17 産業廃棄物税

93,000

193,000

286,000

18 旧法による税

△101

101

0

2 地方消費税清算金

△6,118,000

32,895,000

26,777,000

1 地方消費税清算金

△6,118,000

32,895,000

26,777,000

3 地方譲与税

1 地方道路譲与税

△46,000

3,789,000

3,743,000

2 石油ガク譲与税

△37,000

3,511,000

3,474,000

3 航空機燃料譲与税

△10,000

265,000

255,000

4 地方特例交付金

1 地方特例交付金

725,103

744,000

1,469,103

2 特別交付金

△19,351

644,000

624,649

5 地方交付税

744,454

100,000

844,454

1 県民税

1,624,210

158,000,000

159,624,210

7 分担金及び負担金

1 地方交付税

1,624,210

158,000,000

159,624,210

1 分担金

△520,921

6,604,128

6,083,207

2 負担金

17,659

449,410

467,069

2 負担金

△538,580

6,154,718

5,616,138

8 使用料及び手数料

1 使用料

△1,463,028

9,951,204

8,488,176

2 手数料

△156,992

2,534,683

2,377,691

9 国庫支出金

1 国庫負担金

△9,875,190

95,433,306

85,558,116

2 国庫補助金

△2,548,372

31,278,790

28,730,418

3 委託金

△7,020,544

62,211,190

55,190,646

10 財産収入

1 財産運用収入

△950,393

4,018,045

3,067,652

2 財産売却収入

△74,426

828,583

754,157

11 寄付金

1 寄付金

△875,967

3,189,462

2,313,495

12 繰入金

1 特別会計繰入金

△959,845

2,659,845

1,700,000

13 繰入金

1 特別会計繰入金

△1,798,838

41,406,979

39,608,141

14 繰入金

2 基金繰入金

△1,027,558

8,192,970

7,165,412

15 繰入金

1 繰入金

△771,280

33,214,009

32,442,729

16 繰入金

1 繰入金

3,282,148

296,992

3,579,140

17 繰入金

1 繰入金

3,282,148

296,992

3,579,140

18 繰入金

1 貸付金元利収入

△3,212,809

83,724,730

80,511,921

19 繰入金

2 受託事業収入

△3,312,955

78,078,687

74,765,732

20 繰入金

3 延滞金、加算金及び過料等

△662,653

2,184,955

1,522,302

21 繰入金

4 預金利子

△3,143

338,868

335,725

22 繰入金

5 利子割精算金収入

12,450

2,086

14,536

23 繰入金

6 雑収入

21,500

37,000

58,500

24 繰入金

731,992

3,083,134

3,815,126

25 繰入金

4,740,798

83,499,800

88,240,598

26 繰入金

4,740,798

83,499,800

88,240,598

27 繰入金

83,499,800

83,499,800

28 繰入金

83,499,800

83,499,800

29 繰入金

83,499,800

83,499,800

30 繰入金

83,499,800

83,499,800

31 繰入金

83,499,800

83,499,800

32 繰入金

83,499,800

83,499,800

33 繰入金

83,499,800

83,499,800

34 繰入金

83,499,800

83,499,800

12公債費	4 学校施設等災害復旧費	△150,000	160,000	10,000	
		△2,322,025	99,600,484	97,278,459	
13諸支出金	1 公債費	△2,322,025	99,600,484	97,278,459	
		3,393,200	49,458,000	52,851,200	
8土木費	3 河川海岸 錦川総合開発事業費	4,205,000	28,886,000	33,091,000	
		1 地方消費税清算金			
		2 利子割交付金	50,000	918,000	968,000
		3 配当割交付金	217,000	597,000	814,000
		4 株式等譲渡所得割交付金	37,000	561,000	598,000
		5 地方消費税交付金	△1,049,000	14,615,000	13,566,000
		6 二刀ノ場利用税交付金	32,000	460,000	492,000
		7 特別地方消費税交付金	△1,000	1,000	0
		8 自動車取得税交付金	△96,000	3,417,000	3,321,000
		9 利子割精算金	△1,800	3,000	1,200
		歳出合計	△10,911,948	722,314,411	711,402,463
		第2表 継続費補正 変更			(単位 千円)
		款	項	事業名	補正前 総額 年度割額
8土木費	3河川海岸	錦川総合開発事業費	48,793,000	2,205,700	2,205,700
			4	2,205,700	2,205,700
			5	3,587,500	3,587,500
			6	3,000,000	3,000,000
			7	3,000,000	3,000,000
			8	2,006,279	2,006,279
			9	1,230,000	1,230,000

深川川総合 開発事業費	13,993,000	10	4,745,021	4,745,021
		11	3,900,000	3,900,000
		12	4,334,137	4,334,137
		13	2,900,000	2,900,000
		14	2,600,988	2,600,988
		15	1,500,000	1,500,000
		16	1,298,000	1,298,000
		17	1,992,000	1,992,000
		18	1,377,000	1,377,000
		19	2,200,000	1,474,000
		20	3,000,000	2,400,000
		21	2,000,000	2,000,000
		22	1,500,000	2,000,000
23	416,375	1,242,375		

				13	300,000	13	300,000
				14	494,912	14	494,912
				15	198,000	15	198,000
				16	280,382	16	280,382
				17	327,028	17	327,028
				18	225,000	18	225,000
				19	270,000	19	270,000
				20	500,000	20	300,000
				21	3,053,000	21	3,053,000
				22	3,123,500	22	3,123,500
				23	1,962,178	23	2,162,178

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	項	金額
2 総務費	2 企画調整費	県史編纂費		20,134
3 民生費	6 防災福祉費	防災体制整備拡充費		128,144
4 衛生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備補助		263,928
6 農林水産業費	8 医業費	看護師等確保対策費		15,502
	1 農産業費	単県農山漁村整備事業費		6,789
	2 畜産業費	畜産基盤整備費		247,216
	3 農地費	基地障害防止対策事業費		64,000
		広域営農団地農道整備事業費		1,479,460

4 林業費

農免農道整備事業費	136,698
経営体育成基盤整備事業費	579,180
団体営農村振興総合整備事業費	17,250
県営中山間地域総合整備事業費	182,440
県営農村振興総合整備事業費	384,400
団体営中山間地域総合整備事業費	5,343
農業集落排水事業費	200,720
団体営土地改良費	58,350
基盤整備促進事業費	44,273
ふるさと農道緊急整備事業費	40,000
県営老朽ため池整備事業費	255,160
団体営農地防災事業費	111,634
地すべり対策事業費	99,760
県営海岸保全施設整備事業費	110,030
林産物振興事業費	55,920
造林事業費	300,223
広域基幹林道開設事業費	284,700
普通林道開設事業費	16,858
ふるさと林道緊急整備事業費	115,600
一般治山事業費	65,660
水源地域緊急整備事業費	209,280
保安林改良事業費	5,966
地すべり等防止事業費	19,606
林地荒廃防止事業費	128,557

災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費 小規模急傾斜地崩壊対策事業費 単独砂防改良費 自然災害防止事業費 砂防受託事業費	12,800 8,950 44,065 149,170 11,240
港湾改修費 港湾既存施設有効活用促進事業費 港湾環境整備事業費 単独港湾改修費 海岸防災事業費 港湾受託事業費	239,096 20,100 469,400 11,900 269,172 76,958
都市計画法施行事務費 区画整理事業等推進費 都市計画街路整備事業費 緊急地方道路整備事業費 単独都市計画街路整備事業費	11,187 72,780 322,100 1,846,041 473,210
都市公園管理運営費 都市公園整備事業費 単独都市公園整備事業費	12,848 1,957,600 33,648
住宅費 教育総務費 社会教育費 土木施設災害復旧費	1,115,673 58,873 1,672 228,032 844

土木現年補助災害復旧事業費 土木現年単独災害復旧事業費	23,974 2,532
計	30,080,146

第4表 地方債補正 1 追加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単独道路舗装事業	500,000	証券借入又は証券発行	政府資金8.09%以内 公庫資金8.2%以内 その他資金協定による	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のものに先と協定による。
単独路側整備事業	180,000			
単独橋りょう整備事業	54,900			
退職手当給付事業(教育)	689,000			
計	1,423,900			

2 変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
防災体制整備拡充事業	142,000	証券借入又は証券発行	77,300	証券借入又は証券発行
防災行政無線整備事業	1,690,000	政府資金8.0%以内 公庫資金8.2%以内 その他資金協定による	1,512,100	政府資金8.0%以内 公庫資金8.2%以内 その他資金協定による
退職手当給付事業(総務)	2,000,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のものに先と協定による	2,854,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のものに先と協定による
萩美術館整備事業	44,000		39,500	
障害者住宅整備資金貸付事業	166,000		0	

(号外-30)

河川災害関連事業	1,053,000	900,000			空港建設事業	596,000	654,900	
河川直轄事業負担金	298,000	496,700			都市計画街路整備事業	597,000	664,800	
錦川総合開発事業	1,035,000	733,900			緊急地方道路整備事業 (街路)	2,215,000	2,455,400	
深川川総合開発事業	103,000	115,100			単独都市計画街路整備 事業	1,569,000	1,569,600	
小規模生活夕々事業	549,000	587,500			都市公園整備事業	734,000	816,000	
堰堤改良事業	37,000	80,100			公営住宅建設事業	2,521,000	1,911,500	
河川総合開発直轄事業 負担金	67,000	74,800			小部警察署建設事業	622,000	889,300	
堰堤修繕事業	119,000	119,700			駐在所等改築事業	147,000	147,500	
高潮対策事業	145,000	161,500			警察施設耐震化緊急整 備事業	124,000	51,100	
侵食対策事業	13,000	15,500			交通安全施設整備事業 (公安委員会分)	164,000	234,700	
海岸局部改良事業	41,000	30,600			単独交通安全施設整備 事業(公安委員会分)	129,000	194,500	
通常砂防事業	1,174,000	1,306,500			退職手当給付事業(警 察)	2,000,000	2,457,000	
災害関連緊急砂防事業	30,000	0			校舎改築事業	2,736,000	2,804,200	
地すべり対策事業(建 設)	355,000	395,000			大規模改造事業	476,000	410,500	
災害関連緊急地すべり 対策事業	66,000	0			特別支援学校施設整備 事業	42,000	27,500	
急傾斜地崩壊対策事業	854,000	929,500			土木過年補助災害復旧 事業	199,000	271,400	
災害関連緊急急傾斜地 崩壊対策事業	103,000	12,000			土木過年単独災害復旧 事業	51,000	48,900	
砂防災害関連事業	90,000	0			土木現年補助災害復旧 事業	999,000	16,600	
港湾改修事業	462,000	545,300			土木現年単独災害復旧 事業	70,000	19,100	
港湾既存施設有効活用 促進事業	42,000	73,000			補助港湾災害復旧事業	116,000	0	
港湾環境整備事業	2,314,000	1,908,000			単独港湾災害復旧事業	1,000	700	
港湾直轄事業負担金	1,107,000	1,226,300			県立学校施設災害復旧 事業	60,000	0	
海岸防災事業	1,202,000	1,119,200			治山施設災害復旧事業	1,000	0	
港湾整備事業	1,382,000	0			県有施設災害復旧事業	100,000	0	

平成20年3月31日 月曜日

平 口 帳 簿

臨時財政対策債	18,700,000			18,744,998		
計	80,892,000			84,208,898		

平成19年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成19年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金	1 他会計繰入金	△15,000	76,098	61,098
2 繰越金	1 繰越金	50,726	6,415	57,141
3 諸収入	1 貸付金元利収入	△25,795	270,255	244,460
4 県債	1 県債	△30,000	150,000	120,000
歳入	合計	△20,069	502,768	482,699
歳出	合計	△20,069	502,768	482,699
歳入	合計	△20,069	502,768	482,699
歳出	合計	△20,069	502,768	482,699
第2表 地方債補正	合計	△20,069	502,768	482,699

変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
母子寡婦福祉資金	150,000	政府予無利方法による。	貸付業務の償還の方法から定める。	120,000	政府予無利方法による。	貸付業務の償還の方法から定める。

平成19年度農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

平成19年度山口県の農業改良資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ152,439千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△28,680	29,915	1,235
3 繰越金	1 繰越金	△62,219	203,685	141,466
4 諸収入	1 貸付金元利収入	△6,040	63,627	57,587
歳入	合計	△6,404	63,623	57,219
歳出	合計	△6,404	63,623	57,219
歳入	合計	△6,404	63,623	57,219
歳出	合計	△6,404	63,623	57,219
第2表 地方債補正	合計	△152,439	352,727	200,288

款	項	補正額	補正前の額	計
1 農業改良資金		△152,439	352,727	200,288
	1 農業改良資金	△152,439	352,727	200,288
	歳出 合計	△152,439	352,727	200,288
第2表 地方債補正				(単位 千円)
変				

起債の目的	補正		補正		後償還の方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
農業改良資金	15,000	政府貸付	0	0	
就農支援資金	40,500	算付方法による。			
計	55,500		0	0	

平成19年度中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号)

平成19年度山口県の中企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,558,830千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,727,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△7,699	894,069	886,370
3 繰越金	1 繰越金	612,963	1,014,988	1,627,951
4 諸収入	1 貸付金元利収入	△2,164,094	5,976,834	3,812,740
	2 雑収入	△2,169,618	5,976,834	3,807,216
		5,524	0	5,524

歳入	合計	補正額	補正前の額	計
歳出		△1,558,830	11,285,891	9,727,061
款	項	補正額	補正前の額	計
1 中小企業近代化資金		△1,558,830	11,285,891	9,727,061

1 中小企業設備近代化資金	2 中小企業高度化資金	合計
578,897	△2,137,727	△1,558,830
1,561,756	9,724,135	11,285,891
2,140,653	7,586,408	9,727,061

平成19年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第2号)

平成19年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ181,854千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 使用料及び手数料		△5,288	88,375	83,087
4 財産収入	1 使用料	△5,288	88,375	83,087
	2 財産運用収入	△159,042	163,095	4,053
	3 財産売却収入	305	3,748	4,053
5 繰入金	1 他会計繰入金	△18,598	208,947	190,349
6 繰越金	1 繰越金	10,864	10,864	10,865
7 諸収入	1 延滞金	△9,790	57,308	47,518
	2 雑収入	△1	1	0
	3 雑収入	△9,789	57,307	47,518
	合計	△181,854	542,044	360,190

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1	分担金及び負担金	1 負担金	△6,500	805,563	799,063
3	繰入金	1 他会計繰入金	△3,445	162,956	159,511
5	県債	1 県債	261,300	187,000	448,300
	歳入	合計	251,355	1,170,519	1,421,874
	歳出	合計	251,355	1,170,519	1,421,874
	歳入歳出	合計	0	0	0
	第2表 繰越明許費	1 流域下水道費	251,355	1,170,519	1,421,874
		合計	251,355	1,170,519	1,421,874

款	項	事	金額
1	流域下水道事業費	1 流域下水道施設維持管理費	8,828
		流域下水道整備事業費	4,830
	合計		13,658

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
流域下水道事業	181,000	証券又は地方債 政府資金8.0%以内 公庫資金8.1%以内 その他特別のもの	442,300	証券又は地方債 政府資金8.0%以内 公庫資金8.1%以内 その他特別のもの

借入先との条件	借入先との条件	借入先との条件	借入先との条件
借入先との条件 借入先との条件 借入先との条件	借入先との条件 借入先との条件 借入先との条件	借入先との条件 借入先との条件 借入先との条件	借入先との条件 借入先との条件 借入先との条件

平成19年度公債管理特別会計補正予算 (第1号)

平成19年度山口県の公債管理特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,947,601千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,734,056千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
- 第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1	繰入金	1 他会計繰入金	△2,405,001	99,057,657	96,652,656
2	県債	1 県債	457,400	16,624,000	17,081,400
	歳入	合計	△1,947,601	115,681,657	113,734,056
	歳出	合計	0	0	0
	歳入歳出	合計	△1,947,601	115,681,657	113,734,056

1 公債費	1 公債費	△1,947,601	115,681,657	113,734,056
歳出	歳出	△1,947,601	115,681,657	113,734,056
2 表 地方債補正	2 表 地方債補正	△1,947,601	115,681,657	113,734,056
変	更			
				(単位 千円)

起債の目的	補正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
借換債	16,624,000	証書借入又は証券発行	17,081,400	証書借入又は証券発行
		利率は、政府資金又は公庫資金の利率に当り、見直し率による。		利率は、政府資金又は公庫資金の利率に当り、見直し率による。
		ただし、借入先との交渉により、見直し率に定めることとする。		ただし、借入先との交渉により、見直し率に定めることとする。

平成19年度港湾整備事業特別会計予算

平成19年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,181,240千円と定める。
 - 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り

越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	1,487,192
2 寄付金	1 寄付金	956,048
4 諸収入	1 雑収入	24,000
5 県債	1 県債	1,714,000
	合計	4,181,240
1 港湾整備事業費	1 港湾整備費	4,181,240
	合計	4,181,240

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備費	港湾整備費	298,261

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,714,000	証書借入又は証券発行	政府資金8.0%以内 公庫資金8.1%以内 その他資金	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先との交渉により、条件による。

			借入先と定めて協定する。ただし、利率見直し方式で借入れられる政府の資金庫にのりついで、見直しを行った後、おいて見直し後の利率による。	
--	--	--	--	--

平成19年度電気事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成19年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成19年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第1号中「154,677,000KWH」を「127,030,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 電気事業収益	△134,398千円	1,637,515千円	1,503,117千円
第1項 営業収益	△138,676千円	1,631,671千円	1,492,995千円
第2項 財務収益	4,253千円	5,589千円	9,842千円
第4項 事業外収益	25千円	252千円	277千円
支 出			
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用	△35,470千円	1,519,408千円	1,483,938千円
第1項 営業費用	△29,219千円	1,342,873千円	1,313,654千円
第4項 事業外費用	△6,251千円	52,830千円	46,579千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額658,808千円は、過年度分損益勘定留保資金641,127千円及び当年度資本的収支調整額17,681千円

で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額656,651千円は、過年度分損益勘定留保資金445,525千円、減価償立金193,487千円及び当年度資本的収支調整額17,639千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	1,671千円	7,464千円	9,135千円
第3項 資本剰余金	831千円	7,461千円	8,292千円
第4項 固定資産収入	840千円	1千円	841千円
支 出			
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	△486千円	666,272千円	665,786千円
第1項 建設費	△6,856千円	42,972千円	36,116千円
第2項 改良費	6,370千円	334,084千円	340,454千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「職員給与費473,657千円」を「職員給与費437,935千円」に改める。

平成19年度工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成19年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成19年度工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第1号中「582,726,900m³」を「584,247,450m³」に、同条第2号中

「周南工業用水道改良事業費 1,722,650千円」を「周南工業用水道改良事業費 1,306,026千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	118,793千円	9,716,098千円	9,834,891千円
第1項 営業収益	45,381千円	9,701,822千円	9,747,203千円
第2項 営業外収益	19,966千円	14,271千円	34,237千円
収 入			

219,768人」に、同条第3号中「入院468人」を「入院449人」に、「外来935人」を「外来900人」に、同条第4号中「病院施設整備事業100,981千円」を「病院施設整備事業87,680千円」に改める。
(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業収益	△65,922千円	10,893,484千円	10,827,562千円
	第1項 医業収益	△88,715千円	9,396,316千円	9,307,601千円
第2項	医業外収益	22,793千円	1,497,168千円	1,519,961千円
	支 出			
計				

第1款 病院事業費用 297,388千円 10,889,382千円 11,186,770千円
 第1項 医業費用 280,799千円 10,478,509千円 10,759,308千円
 第2項 医業外費用 16,589千円 409,373千円 425,962千円
 (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額600,874千円は、過年度分損益勘定留保資金599,614千円及び当年度資本的収支調整額1,260千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,239千円は、過年度分損益勘定留保資金609,888千円及び当年度資本的収支調整額1,351千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	2,067,175千円	1,446,928千円	3,514,103千円
	第1項 企業債	2,075,000千円	1,001,000千円	3,076,000千円
第4項	負担金	△7,825千円	402,192千円	394,367千円
	支 出			
計				

第3款 資本的支出 2,077,540千円 2,047,802千円 4,125,342千円
 第1項 建設改良費 △13,301千円 1,020,481千円 1,007,180千円
 第3項 企業債償還金 2,090,841千円 1,022,321千円 3,113,162千円
 (企業債)

第5条 予算第5条第1号中「限度額87,000千円」を「限度額72,000千円」に改め、第

2号の次に次の1号を加える。
 「(3) 病院事業借換債
 起債の目的 企業債償還金に充てるため
 限度額 2,090,000千円
 起債の方法 証券借入又は証券発行
 利率 借入先と協議して定める利率
 償還の方法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。」

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)
 第6条 予算第7条中「職員給与費5,884,569千円」を「職員給与費5,927,595千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「2,783,731千円」を「2,969,860千円」に改める。

平成19年度こころの医療センター事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成19年度山口県のこころの医療センター事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成19年度こころの医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「外来117,150人」を「外来18,375人」に、同条第3号中「外来70人」を「外来75人」に、同条第4号中「病院施設整備事業402,108千円」を「病院施設整備事業378,398千円」に、「医療器械器具及び備品購入3,233千円」を「医療器械器具及び備品購入1,986千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条中「なお、特別損失中のその他特別損失の財源に充てるため、企業債115,000千円を借り入れる。」を「なお、特別損失中のその他特別損失の財源に充てるため、企業債53,000千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業収益	57,578千円	1,494,207千円	1,551,785千円
	第1項 医業収益	48,468千円	1,181,221千円	1,229,689千円
第2項	医業外収益	9,110千円	312,886千円	321,996千円
	支 出			
計				

(号外一30)

報 帳 口 山 平 成 二 十 年 三 月 三 十 一 日 發 行

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 病院事業費用	△138,367千円	1,963,039千円	1,824,672千円
第1項 医業費用	△90,766千円	1,707,079千円	1,616,313千円
第2項 医業外費用	15,091千円	63,210千円	78,301千円
第3項 特別損失	△62,692千円	192,250千円	129,558千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,330千円は、過年度分損益勘定留保資金3,427千円及び当年度資本的収支調整額903千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,302千円は、過年度分損益勘定留保資金3,578千円及び当年度資本的収支調整額724千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	22,937千円	411,482千円	434,419千円
第1項 企業債	23,000千円	403,000千円	426,000千円
第4項 負担金	△63千円	8,482千円	8,419千円
支 出			
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的支出	22,909千円	415,812千円	438,721千円
第1項 建設改良費	△24,957千円	405,341千円	380,384千円
第3項 企業債償還金(企業債)	47,866千円	10,471千円	58,337千円

第5条 予算第5条第1号中「限度額516,000千円」を「限度額431,000千円」に、同条第2号中「限度額2,000千円」を「限度額1,000千円」に改め、第2号の次に次の1号を加える。

【(3) 病院事業借換債

起債の目的	企業債償還金に充てるため
限度額	47,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行
利率	借入先と協議して定める利率
償還の方法	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第7条中「職員給与費1,216,146千円」を「職員給与費1,215,681千円」に改める。
 (たな卸資産購入限度額)
 第7条 予算第8条中「210,358千円」を「237,211千円」に改める。

平成二十年三月三十一日発行

発行所 山口県庁

定 理 一 箇 長 金 三 十 五 郎 (兼 決 算)